

熊本県公報

第 1 0 8 9 0 号
平成 14 年 9 月 25 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
家畜伝染病に係る届出	(畜産課) 1
都市計画法の事業認可	(下水道課) 1
沿岸漁業改善資金の事務委託	(漁政課) 2
生活保護法による指定医療機関の辞退	(医務福祉課) 2
字の区域の変更	(市町村総室) 2
公 告	
土地改良区役員の就任	(農村計画課) 3
換地計画の変更	(農地建設課) 3
開発行為に関する工事の完了	(建築課) 3
登 載 依 頼	
産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会の会議の開催	(産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会) 4
熊本県立高等学校入試制度検討委員会の会議の開催	(熊本県立高等学校入試制度検討委員会) 4
教育委員会の会議の開催	(教育委員会) 4
正 誤	
平成 14 年 9 月 4 日熊本県告示第 664 号 (生活排水対策重点地域の指定) 中	(環境保全課) 5

告 示

熊本県告示第 728 号

家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により、公示する。

平成 14 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区 分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ一ネ病	患畜	平成 14 年 9 月 10 日	阿蘇郡産山村	1 戸 12 頭	乳用牛

熊本県告示第 729 号

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定により都市計画事業の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 14 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 富合町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 宇土都市計画下水道事業富合公共下水道
- 3 事業施工期間 平成 11 年 3 月 19 日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成 11 年 3 月 19 日熊本県告示第 187 号に次の事業地を追加する。
熊本県下益城郡富合町大字清藤字牛間及び字平木の全部並びに字水町、字居合、字突田及び字一町田の一部、大字廻江字江端及び字裏田の全部並びに字外平及び字前田の一部、大字志々水字雨田の一部、大字木原字辨天、字永宮、字長泉、字樋の口、字六町、字西口、字内村、字井尻、字居屋敷、字塩井川、字七夕免、字宮の谷、字岩下、字棧敷、字佛生、字新御堂及び字玉屋寺の全部、並びに大字榎津字四の坪、字中碓、字西の川、字居合、字大坪、字築籠、字下屋敷、字天神免、字中屋敷、字餅田、字琵琶崎及び戸板町の全部

熊本県告示第 730 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、熊本県沿岸漁業改善資金貸付要項（昭和 63 年熊本県告示第 985 号）の規定に基づく沿岸漁業改善資金の貸付金支出事務及び償還金収納事務を次の者に委託した。

平成 14 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名 称	住 所
岱明漁業協同組合	玉名郡岱明町大字浜田 930 番地の 1

熊本県告示第 731 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 15 条の規定により、次の医療機関から辞退の届出があった。

平成 14 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔 医 科 〕

医療機関名称	開 設 者	医療機関所在地	辞退年月日
菊陽中央病院	医療法人社団白陽会	菊池郡菊陽町辛川 1923-1	平成 14 年 9 月 12 日

熊本県告示第 732 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨宇土市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 14 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前 の大字	変更前 の 字	区 域	変更後 の大字	変更後 の 字
網津町	昔 海	95 の 1、96 に隣接する道路である国有地の全部、並びに 96 から 98 の地先の道路である国有地の一部	網津町	松 下
網津町	松 下	119 から 122 まで、124、125 の地先の水路である国有地の一部	網津町	昔 海
網津町	下ノ割	177 の 1 の一部、179 の一部、180 の一部、182 から 187 までの各一部、189 の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	網津町	桜 畑
網津町	豊 田	344 の 1、348 の 1、349、352、356 から 361 まで、363、365、368 から 377 まで、381 から 384 まで、386 から 388 まで、390 から 392 まで、394 から 397 まで、400、401 の 1、401 の 2、402 から 404 まで、406 から 410 まで、412 から 414 まで、418、419、421、424 から 428 まで、429 の 1、429 の 2、430 から 433 まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	住吉町	乱 杭
網津町	中ノ割	440 から 444 まで、446、447 の地先の水路である 国有地の一部	住吉町	乱 杭
網津町	中ノ割	468 の 1 から 468 の 4 までの各一部、482 から 484 までの各一部、486 の一部、490 から 494 までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	網津町	上ノ割
住吉町	乱 杭	1192 から 1199 までの各一部、1200 から 1206 まで、1208 の 2、1209 から 1221 まで、1224、1226 から 1228 まで、1229 の 1、1229 の 2、1231、1282 から 1287 まで、1288 の 1、1289 の 1、1289 の 2、1291、1292 の 1、1292 の 2、1293 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	住吉町	沖 田

住吉町	乱 杭	1192 から 1199 までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部	住吉町	古 瘤
住吉町	沖 田	1382 から 1390 までの各一部、1391 の 1 の一部、1391 の 2 の一部、1392 から 1399 までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部	住吉町	古 瘤
住吉町	下ノ割	1478 の 1 の一部、1478 の 2 の一部、1480 の一部、1482 の 1 の一部、1482 の 2 の一部、1483 の一部、1484 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である 国有地の全部、並びに 1405、1406、1477 の 1、1477 の 2、1489 の 1、1490 の 1、1491 の 1、1491 の 2、1492 の 1 に隣接する道路である国有地の全部	住吉町	鮫 鯨

公 告

熊本県公告第 739 号

宇土郡三角町三角町土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。
平成 14 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

就 任

役職名	氏 名	住 所
理 事	平 田 敏 勝	宇土郡三角町大字大口 933 番地
"	中 山 良 吉	宇土郡三角町大字大口 457 番地
監 事	山 口 良 信	宇土郡三角町大字大口 444 番地
"	中 山 浩 治	宇土郡三角町大字大口 921 番地の 2

熊本県公告第 740 号

県営山東地区（第 1 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を変更したので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。
利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し立てられたい。

平成 14 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 14 年 9 月 26 日から
平成 14 年 10 月 24 日まで
- 2 縦覧の場所 植木町土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 741 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。
平成 14 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡西合志町大字須屋字荒仕子道 1578 番 1 の一部
1,738.37 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡西合志町大字須屋 358 番地 5
柏尾 一昭

登 載 依 頼

熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会公告第 2 号
熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会の会議を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 14 年 9 月 25 日

熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会会長 竹 内 重 年

- 1 開催日時
平成 14 年 10 月 2 日（水）
午後 2 時から午後 5 時まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺一丁目 33 の 18
水前寺共済会館 2 階「鳳凰」
- 3 議題
1 熊本県産業廃棄物公共関与基本計画（仮称）について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場前において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県産業廃棄物公共関与基本計画策定検討委員会事務局
（熊本県環境生活部廃棄物対策課）
（電話 096-383-0628）

熊本県立高等学校入試制度検討委員会公告第 6 号
第 6 回熊本県立高等学校入試制度検討委員会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりです。

平成 14 年 9 月 25 日

熊本県立高等学校入試制度検討委員会
会長 米 沢 和 彦

- 1 日時
平成 14 年 10 月 16 日（水）
午前 10 時から正午まで
- 2 場所
熊本市水前寺一丁目 33 の 18
水前寺共済会館 芙蓉の間
- 3 議題（予定）
（1）平成 17 年度以降の入試制度について
（2）その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
会議の傍聴手続は、午前 9 時 30 分から午前 9 時 50 分まで会議の会場入口において行い、検討委員会の会長が認めたとうえで、事務局の案内により会議の会場に入ることができます。
ただし、受付終了時点で定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定します。
- 6 問い合わせ先
熊本県立高等学校入試制度検討委員会事務局（熊本県教育庁高校教育課）
（電話 096-383-1111 内線 6668）

熊本県教育委員会公告第 42 号
熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。
平成 14 年 9 月 25 日

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

- 1 開催日時
平成 14 年 10 月 1 日（火）午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟新館 7 階 教育委員会室
- 3 議題（予定）

- (1) 平成 14 年度熊本県教育功労（永年勤続）者表彰について
 - (2) 熊本県立高等学校学則の一部改正について
 - (3) 平成 15 年度熊本県立高等学校入学者選抜の大綱（その 2）について
 - (4) 文化財の県指定について
 - (5) 平成 15 年度公立高等学校生徒募集定員について
 - (6) その他
- 4 傍聴人の定員
10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴受付は、会議当日午後 1 時から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
 - (2) 午後 1 時 20 分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるとときは、午後 1 時 20 分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県教育委員会事務局総務企画課総務係
(電話 096-383-1111 内線 6613)

正 誤

平成 14 年 9 月 4 日熊本県告示第 664 号（生活排水対策重点地域の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	27 行目	松島町全域	松島全域

